

研修プログラム

1日目

9:45 ~ 10:00 オリエンテーション／開講式

実習指導概論

《講義》 2時間

10:00 ~ 12:00

社会福祉士が後継者育成の立場から相談援助実習に関わる意義を理解し、実習指導者に必要な関連知識、実習指導の意義、実習指導者としてのあり方と指導方法の概要を学びます。

12:00 ~ 12:45

昼食・休憩

実習マネジメント論

《講義》 2時間

12:45 ~ 14:45

実習生受け入れに際して重要な実習マネジメントの意義と対象及び施設・機関内外における実習マネジメントの概要を学びます。その上で実習におけるリスクマネジメント、実習受け入れにあたって前提となる年次計画、実習契約等を学びます。

14:45 ~ 15:00

休憩

実習プログラミング論

《講義》 3時間

15:00 ~ 18:00

相談援助実習はソーシャルワークの専門性を体験する実習であり、施設・機関においてソーシャルワーク実習ができるプログラムを構築する必要があります。ソーシャルワークの価値・知識・技術を伝えるためのプログラミングの方法を学びます。

2日目

9:00 ~ 11:00

実習スーパービジョン論

《講義》 2時間

11:00 ~ 17:00

実習スーパービジョン論

《演習》 5時間

※途中に昼食・休憩あり（1時間）

17:00 ~ 17:15

閉講式／修了証書授与

実習マネジメント論、実習プログラミング論と連動させながら、講義と演習で実習スーパービジョンの全体像を理解し、実習スーパービジョンの機能、方法や技術を学びます。

※プログラムの開始及び終了時間は、各会場の事情によって多少前後することがあります。
受講申込後に受講者に各会場から送付される「受講のご案内」で、最終確認をしてください。

申し込み方法等

受講対象者・資格

次の①と②の条件を満たす者

- ①社会福祉士
- ②現に実習指導者として従事しているかもしくは実習指導者になろうとする者

受講費 (テキスト代は含みません)

会 員: **10,000円** 非会員: **15,000円**

*日本社会福祉士会へ入会手続き中の場合は、会員扱いとなります。
入会については日本社会福祉士会事務局(03-3355-6541)にお問い合わせください。

申込方法

- 受講を希望する会場の各申し込み先に、各会場の申込受付開始日以降、「2009年度社会福祉士実習指導者講習会受講申込書」に必要事項を記入の上、郵便又はFAXでお申し込みください。なお、会場ごとに申込受付期間・申込先・FAX番号が異なりますので、ご注意ください。
- 必ず「2009年度社会福祉士実習指導者講習会受講申込書」をご使用ください。受講申込書はA・B2種類あります。北海道会場から三重会場の受講を希望される方はAの受講申込書を、京都会場から沖縄会場の受講を希望される方はBの受講申込書をご使用ください。記入事項に間違いや記入漏れがないことをご確認ください。
- 受講申込書の1から3は修了証に記載される事項で、厚生労働省より指定されています。記入間違いのないようご注意ください。
- 受講資格確認のため、非会員の場合は「社会福祉士登録証」のコピーを添付してください。
- お申込は先着順ではありません。申込受付期間終了後、会場ごとに受講申込書の内容を確認し、受講者を内定します。受講定員をオーバーした場合は、実習指導との関わりを考慮して選考します。その際の参考としますので、受講申込書の7(実習指導との関わり)および所属長の証明欄をご記入の上お申込ください。
- 受講が内定した皆様には、あらためて各会場から受講費用振込方法、会場・宿泊案内等、詳細についてお知らせします(ご案内がない場合は、各会場申込先にお問い合わせください)。また、受講不可の場合についても、各会場からその旨ご連絡します。
- 受講費は事前振込になります。
- 受講会場は、自由に選択できます。
- 受講申込書の「施設の種別」は以下を参考にご記入ください。

救護施設	老人福祉関係施設	福祉事務所	一般企業
児童福祉関係施設	介護老人保健施設	医療機関	独立型社会福祉士事務所
身体障害者福祉関係施設	婦人保護施設	行政機関	地域包括支援センター
知的障害者福祉関係施設	社会福祉協議会	教育機関	その他(福祉公社、団体等)
精神障害者福祉関係施設	在宅介護支援センター	相談機関	勤務先なし

受講決定

- 受講費の振込をもって正式に受講が決定します。受講の決定は振込順となります。

受講のキャンセル・会場変更

- 受講のキャンセルについては、各会場から送付される「受講のご案内」にてご確認ください。
- 初めに申込をした会場から別の会場に受講会場を変更する場合は、受講者自身で初めの申込先にはキャンセルの連絡をし、新たに受講したい会場に申し込みを行ってください。

申し込み方法等

研修テキストと事前課題

- 『社会福祉士実習指導者テキスト』（中央法規出版、2008年）を研修テキストとして位置づけています。研修受講時には必ず必要です。事前購入し、事前通読してください。

購入連絡先 中央法規出版（株） 03-3379-3875

定価：2,520円（消費税込） *同封の申込書で注文いただくと1割引で購入できます。

- 『社会福祉士実習指導者テキスト』に基づいた若干の事前課題をご提出いただく予定です。事前課題については受講内定時にお知らせします。

修了の認定

- ①本研修は実習指導者となるための認定研修となります。全科目の受講が修了認定の条件となります。遅刻・早退がある場合は修了とはなりません。
- ②研修修了者には、研修終了後、修了証を発行します。実習指導者になるためには当修了証が必要となります。

備考

- ①会場によっては、車椅子を利用される方等に個別対応を行う場合があります。準備の都合上、車椅子を利用するなど受講に配慮が必要な方は、申込書の該当欄にその旨を記載の上、各会場にお申してください。
- ②本研修は、日本社会福祉士会生涯研修制度共通研修課程の自己研修（資格取得のための講義の受講）10単位として位置づけられています。

実習指導者の要件について

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年3月24日文科科学省・厚生労働省令第二号）により以下のとおり定められています。

第三条第一号ワ

実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

（経過措置）

附則第四条2

相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、平成24年3月31日までの間は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者を実習指導者とすることができる。

附則第四条3

相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、当分の間、児童福祉法に定める児童福祉司、身体障害者福祉法に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第1号に規定する所員、知的障害者福祉法に定める知的障害者福祉司若しくは老人福祉法第6条及び第7条に規定する社会福祉主事として8年以上相談援助の業務に従事した者又は平成21年3月31日までの間において第三条第一号ト（4）に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を実習指導者とすることができる。



社団法人日本社会福祉士会